

～障がいのある方への理解を深めましょう～ シリーズ2

障がいのある方に関連するマークをご存じですか？町の中で見かけるマークの意味を知り、障がいのある方への配慮をしましょう。

問合せ先 福祉課 ☎35-3356
 広報ID 1007220

 <p>身体障害者標識</p> <p>手や足などに障がいがある人が車を運転する場合に、車に表示するマークです。 このマークを表示した車に対し幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。</p>	 <p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障がいのある人に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマークです。 このマークのある駐車場やトイレ等では、障がいのある方の利用に配慮しましょう。</p>
 <p>聴覚障害者標識</p> <p>音が聞こえない、聞こえにくい方が運転する場合に、車に表示するマークです。</p>	 <p>耳マーク</p> <p>耳が聞こえない、聞こえにくい方が、自身の障がいを表すために身に付けるマークです。また、自治体などの窓口で聴覚障がいのある方が利用しやすい環境づくりにも使用されます。 はっきりと口元を見せて話をしたり筆談をする配慮をしましょう。</p>
 <p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚障がいのある方に配慮された建物、設備、機械などに付けられている世界共通のマークです。</p>	 <p>白杖SOSシグナル</p> <p>視覚障がいのある方が困っている時に、白杖を高く掲げて周りの人に手助けを求めるシグナルを知ってもらうためのマークです。 白杖を掲げている方を見かけたら、すすんで声をかけ、手助けしましょう。</p>
 <p>オストメイトマーク</p> <p>トイレの入り口に表示され、人工肛門・人工膀胱を保有する方(オストメイト)が利用できるトイレであることを示します。</p>	 <p>ほじょ犬マーク</p> <p>お店などの入り口に表示され、身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。 補助犬はお店などに入れることが法律で認められています。お店で見かけたら、ご理解をお願いします。</p>
 <p>障害者雇用支援マーク</p> <p>障がいのある方の就労を応援する企業や団体などが表示するマークです。 障がい者雇用を積極的に行っている、行いたいと思っている企業がどこにあるのかをわかりやすくし、企業側と障がい者の橋渡しを目指したものです。</p>	 <p>ハート・プラスマーク</p> <p>内臓に障がいがあっても見た目にはわからない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身に付けたり、駐車場や鉄道・バスの車内等で表示されています。 優先駐車場や優先席の利用にご理解いただき、近くでの携帯電話の使用を控えましょう。</p>
 <p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。このマークは、ストラップとしてカバンなどに付けることができます。</p>	 <p>手話マーク</p> <p>「手話で対応できます」「手話でコミュニケーションをとれる人がいます」ということを示すためのマークで、官公署や公共施設、交通機関の窓口などに設置してあります。 耳に障がいのある方にとって、このマークがあると安心して公共施設等を利用することができます。</p>

※ヘルプマークのストラップを配布しています。配布場所：福祉課、各支所地域振興課